

別記2 被災農業者向け経営体育成支援事業

第1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、3に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

(1) 融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な機械等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。

- a 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得
- b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
- c aと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備
- d 農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できないものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できないものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得

(イ) (ア)のaからdまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

- a 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了する取組であること。
- b 本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと。
- c 園芸施設共済の引受対象となる施設を修繕又は取得（以下「復旧」という。）する場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するように努めるものとする。
- d 農業用機械の取得にあっては、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。

(ウ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付を行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付を行う資金とする。

- a 農業協同組合
- b 農業協同組合連合会
- c 農林中央金庫

- d 株式会社 日本政策金融公庫
- e 沖縄振興開発金融公庫
- f 銀行
- g 信用金庫
- h 信用協同組合
- i 都道府県
- j 市町村

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあつては7,200万円）
- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあつては6,000万円）

(イ) 融資機関（保証保険法第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

(ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

(エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

(ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

(イ) 基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

(ウ) 基金協会は、(ア)の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

- a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ) 基金協会は、(ウ)において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する(ア)の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3 成果目標等

- (1) 本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。
ただし、2の(1)のイの(イ)のdの農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

4 実施手続

(1) 被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項を定める被災支援計画を作成するものとし、被災支援計画の作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。その際の被災支援計画の作成は、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)により行うものとする。

ア 被災の状況と復興方針

イ 成果目標

ウ 実施計画

エ その他必要な事項

(2) 被災支援計画の承認等

ア 事業実施主体は、(1)で作成した被災支援計画を都道府県知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 都道府県知事は、アにより提出を受けた被災支援計画について、次に掲げる要件をすべて満たす場合に当該被災支援計画の承認を行うものとする。

(ア) 取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。

(イ) 助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。

(ウ) 取組の内容が、2の(1)のイの(イ)に該当するものであること。

(エ) 被災前の機械等が国庫補助事業により整備された機械等である場合は、必要な調整が図られているものであること。

(オ) 別途経営局長が規定する内容に沿っていること。

ウ 都道府県知事は、当該被災支援計画の承認を行うに当たっては、その承認しようとする被災支援計画の成果目標の妥当性等について、地方農政局長と協議を行うものとする。その際の成果目標の妥当性等の協議は、被災農業者経営支援計画成果目標妥当性等協議申請書(別紙様式第2-2号)により行うとともに、被災支援計画を取りまとめた都道府県別実施計画(別紙様式第2-3号)を作成し添付するものとする。

エ 事業実施主体は、承認を受けた被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、当該事業実施主体が所在する地域を対象区域とする基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

(3) 事業の着工

ア 助成対象者は、事業に着工(機械の発注を含む。)する場合は、原則として事業実施主

体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。なお、被災支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。

イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の承認までに実施したものは、この限りではないが、別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行うよう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するよう指導するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号（（２）のアの被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、都道府県知事は事業実施主体が助成対象者に対し、（２）のアの被災支援計画の承認時点で着工させる場合は、被災支援計画の承認後において必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の承認前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

5 被災支援計画の重要な変更

被災支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、４の手續に準じて行うものとする。

（１）事業の中止

（２）事業費又は事業量の３割を超える変更

6 事業の完了

（１）本事業は、原則として３の（２）により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

（２）事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場

合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

7 復旧した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、復旧した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。また、整備した機械等が園芸施設共済の引受対象となる施設以外の機械等である場合は、再度の被災等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数表に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるものとする。

イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、機械等の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存させるものとする。

エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した機械等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が復旧した機械等の移転、更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させるものとする。

第2 事業の評価

- 1 事業実施主体は、被災支援計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第2-4号）により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、被災支援計画に

定められた当該年度における成果目標等が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、この結果を踏まえ、必要に応じ事業実施主体に対して指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を地方農政局長に、翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、当該成果目標等の達成に見込みがないものと判断したときは、被災支援計画の変更、事業の中止など適切な措置を講ずるものとする。
- 4 地方農政局長は、2による報告を受けた場合は、成果目標等の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、北海道の場合を除き、その点検評価結果及び指導内容を経営局長に報告するものとする。

第3 国の助成措置等

- 1 本文第7により国が行う補助の額は、以下により算定するものとする。

(1) 融資等活用型補助事業

ア 被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額とする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の(ア)及び(イ)により算定した額を限度とする。

(ア) 助成の対象となる復旧に係る機械等(以下「助成対象機械等」という。)が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済への加入が災害対策の基本であることから、助成対象機械等ごとに以下のaからcまでのいずれか低い額を限度とする。

a 助成の対象となる事業に要する経費(以下「助成対象事業経費」という。)に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象機械等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現存率(園芸施設共済評価要領(昭和54年3月30日付け54農経B第871号農林水産省経済局長通知)別表4の(1)の時価現存率をいう。)並びに10分の4(園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額)を乗じて得た額を差し引いて得た額

c 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額(助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金)及び地方の支援措置を控除して得た額

(イ) 助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下のa又はbのいずれか低い額を限度とする。

a 助成対象事業経費に10分の3を乗じて得た額

b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

(2) 追加的信用供与補助事業

被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の

合計額に15分の1を乗じて得た額に相当する額とする。

(3) 附帯事務費

対象となる事業の事業費に本文別表2に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

2 国は、1で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。

第4 追加的信用供与補助事業の精算等

1 都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度9月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、別記1の第5の1による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するものとする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

2 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる助成金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額

3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

4 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第1の2の(2)のイの(ア)に定める方法により管理し、運用益等が生じている場合には、当該助成金に係る運用益分を上記の返還する額に加えるものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、国庫に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額(5の返還額を除く)

(C) は、基金協会が第1の2の(2)のイの(ウ)のbの経費に充てた額

5 基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

第5 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る、次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で市町村交付規則等に定める処分制限期間を経過しない場合においては、5の管理関係書類を整理保存するものとする。

1 予算関係書類

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 分（負）担金賦課明細書
- (3) 代行施行によることの理由書（代行施行による場合に限る。）
- (4) その他

2 工事施工関係書類

（直営施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

（請負施行、委託施行及び代行施行の場合）

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分（負）担金徴収台帳
- (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、園芸施設共済共済金支払通知書等）
- (4) その他

4 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等

5 管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿
- (4) その他

第6 フォローアップ

事業実施主体は、被災支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の気象災害等による農業被害からの復旧等に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第7 留意事項等

- 1 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、都道府県知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、都道府県知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

- 2 都道府県知事は、1による報告を受けたとき及び事業実施主体に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、2の報告を受けたときは、必要に応じ都道府県知事及び事業実施主体に対し、指導・助言するものとする。
- 4 本事業の実施に当たり、都道府県及び事業実施主体は、農業共済組合と連携し当該地域の園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。
- 5 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

平成 年度被災農業者経営支援計画書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 被災の状況と復興方針

--

II 成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (計画)
被災農業者の農業経営の維持			

III 地域農業の経営改善を図るための取組

項目	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)
農業経営の改善を図るための取組			

(注) 事業実施要綱別記2の第1の2の(1)のイの(ア)のdのうち農業用機械の取得を行った経営体について、取組を行う経営体の数を年度ごとに記載すること。

IV 整備計画

1 融資活用型補助・追加的信用供与補助計画

(単位:円)

区 分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分					対象経営体負担経費		備 考
		補助金 A	都道府県費 B	市町村費 C	その他 D	融資			
						融資 E	自己負担 F		
融資活用型補助事業								経営体	
追加的信用供与補助事業								保証希望融資額: 円	
計									

2 附帯事務費

	事業費 Z=a+b +c+d	負担区分				適否 (市町村:IV の1の事業 費の0.4% 以内)
		補助金 a	都道府県費 b	市町村費 c	その他 d	
市町村附帯事務費						

[市町村附帯事務費の具体的内容]

具体的な使途

V 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話・FAX	

[添付資料]

1. 別紙様式第2-1号別添1 融資等活用型補助事業対象経営体調書
2. 別紙様式第2-1号別添2 助成対象者に係る被災証明
3. 計画位置図
計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。
(1) 市町村を黒色の実線で囲む。(地図が市町村限定の場合は除く。)
(2) 施行位置は、対象経営体ごとに色分けして図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
4. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
5. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
6. その他都道府県知事が必要と認める資料

No	被災機械等の整備時における国庫補助事業の活用状況			原形復旧に該当するか 否か (被災機械等整備時に国庫補助 利用かつ再建の場合記入)		備考
	国庫補助事業	国庫補助事業名	実施年度			
1	<input type="checkbox"/> 該当する		年度	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
2	<input type="checkbox"/> 該当する		年度	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
3	<input type="checkbox"/> 該当する		年度	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	

(注) 「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、にチェックを入れること。

助成金の額は、事業費の10分の3に相当する額、事業費から地方単独事業による補助金の額と融資額を控除した額のいずれか低い額を限度とします。

なお、園芸施設共済の加入対象施設である場合には、事業費に2分の1を乗じて得た額から事業費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現有率並びに10分の4（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額のうちいずれか低い額が上限です。

共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。

農業用機械を導入する場合には、「被災機械等の整備時における国庫補助事業の活用状況欄」のうち「実施年度欄」に国庫補助事業の活用の有無にかかわらず被災前の農業用機械の導入年度を入力すること。

IV 農業経営の状況

(1) 農業経営の維持

項目		
農業経営の維持	<input type="checkbox"/>	引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

(2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	現状	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	取組の具体的な内容

(注) 1 農業用機械の取得を行う場合に記載すること。

2 農業経営の改善を図るための取組とは、①経営面積の拡大、②農産物の品質向上、③生産コストの縮減、④新規作物の導入など被災前と比較できる定量的な目標とし、市町村と相談の上、地域の実情に応じ設定すること。

3 目標年度とした年度以降の年度の欄には斜線を引くこと。

V 融資の概要及び追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(注1)	<input type="checkbox"/> 機関保証を利用する予定である <input type="checkbox"/> 機関保証を利用しない	<input type="checkbox"/> 機関保証を利用する予定である <input type="checkbox"/> 機関保証を利用しない
追加的信用供与補助事業の活用(注2)	<input type="checkbox"/> 活用を希望する <input type="checkbox"/> 活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 活用を希望する <input type="checkbox"/> 活用を希望しない

(注) 1 いずれかのにチェックを入れること。なお、機関保証の利用については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

2 農業信用基金協会による機関補償を利用する予定である場合のみ、いずれかのにチェックを入れること。

助成対象者に係る被災証明

No	助成対象者	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

上記の者は、「別途経営局長が定める気象災害等により農産物の生産に必要な機械等について農業被害を受けた者」であることを証明します。

平成 年 月 日

発行団体名： ●都道府県 ●市町村

役職・代表者名： 印

(注)別紙様式第2-1号別添1の経営体調書を提出している農業者の被災状況について上記に一覧表として取りまとめの上、被災の有無を証明すること。
行が不足する場合には、行を追加して記載すること。

別紙様式第2-2号

平成○年度被災農業者経営支援計画成果目標妥当性等協議申請書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)
別記2の第1の4の(2)のウの規定に基づき下記地区における成果目標等について関係書類を添
えて協議する。

記

市 町 村 名

(注) 関係書類として、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)及び都道府県別実
施計画(別紙様式第2-3号)を添付すること。

なお、被災農業者経営支援計画書の添付書類については、原則として不要とするが、融
資活用型補助事業対象経営体調書(別紙様式第2-1号別添1)及び地方農政局長が必要
と認める資料について添付すること。

都道府県別実施計画(被災農業者向け経営体育成支援事業)

I 都道府県別実施計画

区分	事業費 G=A+B+C+ D+E+F	負担区分						備考
		補助金 A	都道府県 費 B	市町村費 C	その他 D	対象経営体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1 事業費								
(1) 融資等活用型補助事業								経営体
(2) 追加的信用供与補助事業			/	/	/	/	/	保証希望融資額 円
2 附帯事務費								適否(都道府県:1の事業費の 1.7%以内)
(1) 都道府県附帯事務費			/	/	/	/	/	
(2) 市町村附帯事務費			/	/	/	/	/	
計								

(注) 都道府県附帯事務費がある場合は入力すること。

[都道府県附帯事務費の具体的な使途]

	具体的な使途
都道府県附帯事務費	

II 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

III 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
国庫補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1. 事業費					
(1) 融資等活用型補助事業					
(2) 追加的信用供与補助事業					
2. 附帯事務費					
計					

[添付資料]

1. 都道府県が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
2. 別紙様式第2-3号別添1 融資等活用型補助事業実施内容(内訳)
別紙様式第2-1号 被災農業者経営支援計画書
別紙様式第2-1号別添1 融資等活用型補助事業対象経営体調書
別紙様式第2-1号別添2 助成対象者に係る被災証明
3. 地方公共団体単独事業を活用している場合は、当該概要が分かる資料
4. その他地方農政局長が必要と認める資料

○融資等活用型補助事業・追加的信用供与事業整理番号表

①対象者区分

番号	区分
1	農業者
2	農業者の組織する団体

③園芸施設共済加入の有無

番号	区分
1	加入している
2	加入していない

⑤整備内容

番号	機械等名	備考
1	ハウス	生産・流通関係
2	育苗施設	
3	果樹棚	
4	集出荷施設	
5	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農関係
6	畜舎（養豚）	
7	畜舎（養鶏）	
8	畜舎（酪農）	
9	畜舎（その他）	
10	その他畜産関係施設	
11	その他施設等	その他
12	農業用機械	機械

⑥金融機関

番号	名称
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	政策公庫
5	沖縄公庫
6	銀行
7	信用金庫
8	信用組合
9	都道府県
10	市町村

⑦融資（資金）種類

番号	資金名
1	近代化資金
2	改良資金
3	就農支援資金
4	公庫資金（スーパーL）
5	公庫資金（その他）
6	一般資金（プロパー資金）

②被害を受けた機械等

番号	機械等名	備考
1	ハウス	生産・流通関係
2	育苗施設	
3	果樹棚	
4	集出荷施設	
5	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農関係
6	畜舎（養豚）	
7	畜舎（養鶏）	
8	畜舎（酪農）	
9	畜舎（その他）	
10	その他畜産関係施設	
11	その他施設等	その他
12	農業用機械	機械

④原形復旧の有無

番号	区分
1	原形復旧に該当する
2	原形復旧に該当しない

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	事業実施主体

I 経営体の確保に関する成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (実績)
被災農業者の農業経営の維持			

II 地域農業の経営改善を図るための取組

(1) 農業経営の改善の取組

項目	1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	○年度目 達成状況 (%)
農業経営の改善を図るための取組				

(2) 経営体ごとの取組

No	対象経営体名	項目	現状	目 標 達成状況 (上段:計画、下段:実績)			○年度目 達成状況 (%)
				1年度目 (○年度)	2年度目 (○年度)	3年度目 (○年度)	

〔記入要領〕

- Iの「被災前の経営体数」及び「被災後の経営体数(計画時)」欄は、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)のIIで掲げた内容を、「復旧後の経営体数(実績)」欄は、事業実施年度末に営農を継続している経営体数を記入する。
- IIの(1)は、被災農業者経営支援計画書(別紙様式第2-1号)のIIIで掲げた計画を上段に記入し、下段に各年度の実績を記入する。
また、(2)は、融資等活用型補助事業対象経営体調書(別紙様式第2-1号別添1)のVの(2)で掲げた計画を上段に記入し、下段に各年度の実績を記入する。
- IIの「○年度目達成状況(%)」欄は、 $(\text{実績}-\text{現状}) / (\text{年度計画}-\text{現状}) \times 100$ により達成率を求めるものとする(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書(市町村)

都道府県名	
-------	--

承認年度	市町村名	都道府県の点検（評価）における所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 都道府県知事は、本様式を地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）へ報告する際、事業実施主体から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成であり、事業実施主体に対して指導を行った地区の場合は、所見(評価)と合わせて指導内容を記入し、成果目標等が達成されている地区の場合は「一」を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書(都道府県)

農政局名	
------	--

承認年度	都道府県名	市町村名	都道府県の点検(評価)における所見(評価)及び指導内容を踏まえた地方農政局等の所見(評価)及び指導内容

- (注) 1 地方農政局長は、本様式を経営局長へ報告する際、都道府県知事から提出された報告書に添付するものとする。
- 2 成果目標等が未達成の地区のみについて記入し、都道府県知事から事業実施主体に対する指導内容を踏まえた所見(評価)及び指導内容を記入する。
- 3 目標年度を超えて継続して評価を実施する場合も、同様とする。